

第2回電子処方箋オンライン説明会 御意見等

No.	質問	回答	回答者
1	<p>国の補助金の「交付決定」を受けてからとなりますと、ポータルサイトでは申請から2か月程度かかるとありますので、現時点で既に県の申請期限にはほぼ間に合わないように思います。何故県の補助金の申請に、国の補助金の交付決定が前提となるのか教えて下さい。</p>	<p>千葉県の電子処方箋の補助金事業は、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」（以下、「国要綱」という。）に基づき実施しています。</p> <p>国要綱第3条第1項には、交付対象施設は、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」という。）から交付決定の通知を受けた施設とする旨の規定があることから、県の補助金の交付条件についても同様に、基金からの交付決定の通知を受けた施設となります。</p>	県
2	<p>県の補助金申請期間の延長はあるのか？</p>	<p>国において、電子処方箋の活用・普及の促進事業に係る補正予算が成立する見込みですので、その状況を注視し、検討を行います。</p>	県
3	<p>補助金の申請期間に間に合わない可能性があります。電子証明書がまだ発行されていません。</p>	<p>県の補助金に係る申請期限は、現時点では、2月28日となります。</p> <p>申請期限については、No.2のとおり、国の状況を注視し検討を行います。</p>	県
4	<p>県の申請期限までに国の交付が受けられなかった場合、救済措置等は予定されていますか？ 国の交付に2か月程度とのことですが、年末年始の期間もあ</p>	<p>国において、電子処方箋の活用・普及の促進事業に係る補正予算が成立する見込みですので、その状況を注視し、検討を行います。</p>	県

	り、通常よりも申請時期に余裕が必要かと思われます。		
5	国で2ヶ月かかり、それから県に申込では今からでは間に合わないと感じました。オペレーションするのに慣れなければいけないでしょうし。また仕事が増えるが本音です。	国において、電子処方箋の活用・普及の促進事業に係る補正予算が成立する見込みですので、その状況を注視し、検討を行います。	県
6	義務化になるのでしょうか。	<p>国において、2025年3月末までに、オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関及び薬局への電子処方箋の導入を目標に掲げています。</p> <p>電子処方箋は地域単位で導入が進むことにより、医療機関、薬局のみならず、患者さんもより多くのメリットを享受できることが期待されることから、導入について、前向きなご検討をお願いいたします。</p>	県
7	院内処方をメインにしている歯科医院は、電子処方箋にした方がよいのですか？	<p>国において、2025年3月末までに、オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関及び薬局への電子処方箋の導入を目標に掲げています。</p> <p>電子処方箋は地域単位で導入が進むことにより、医療機関、薬局のみならず、患者さんもより多くのメリットを享受できることが期待されることから、導入について、前向きなご検討をお願いいたします。</p>	県
8	院内処方をしていても導入するのかよくわからなかった。	国において、2025年3月末までに、オンライン資格確認システムを導入した概ね全ての医療機関及び薬局への電子処方箋の	県

		<p>導入を目標に掲げています。</p> <p>電子処方箋は地域単位で導入が進むことにより、医療機関、薬局のみならず、患者さんもより多くのメリットを享受できることが期待されることから、導入について、前向きなご検討をお願いいたします。</p>	
9	複数店舗がある場合は、まとめて補助金申請が可能か？	補助金の振込希望口座が同じであれば可能です。	県 (事務局)
10	1メールアドレスにつき1アカウントしか登録できないでしょうか？顧問行政書士の代理申請は想定されていませんか？	<p>1アドレスで複数アカウントの取得は可能です。</p> <p>行政書士による代理申請は可能です。</p>	県 (事務局)